

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現は、市民共通の願いであり、平和を維持するため、国による国際協調のもとでの外交努力の継続が何より重要である。

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下「市」という。）は、市民の安心・安全が脅かされるいかなる事態においても、市民の生命、身体及び財産を守る立場から、一人ひとりの基本的人権を最大限に尊重しながら、市民の協力を得つつ、京都府及び関係機関と連携し、総合的な危機対応に万全を尽くす必要がある。

万が一、武力攻撃事態等になった場合、避難、救援、武力攻撃災害への対処など国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、市民の安全・安心を確保するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定、以下「基本指針」という。）及び京都府の国民の保護に関する計画（以下「府国民保護計画」という。）を踏まえ、市国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態における対処
- 資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、府国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

4 市地域防災計画等との関係

武力攻撃事態等への対応は、自然災害や事故などの緊急事態への対応と共通する部分が多いことから、この計画に定めのない事項については、「南丹市地域防災計画」等に準じて対応する。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

この場合、日本国憲法第14条、第18条、第19条、第21条その他の基本的人権に関する規定は、最大限尊重する。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、京都府、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、

第1編 第2章 国民保護措置に関する基本方針

指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 外国人への国民保護措置の適用

市は、市内に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

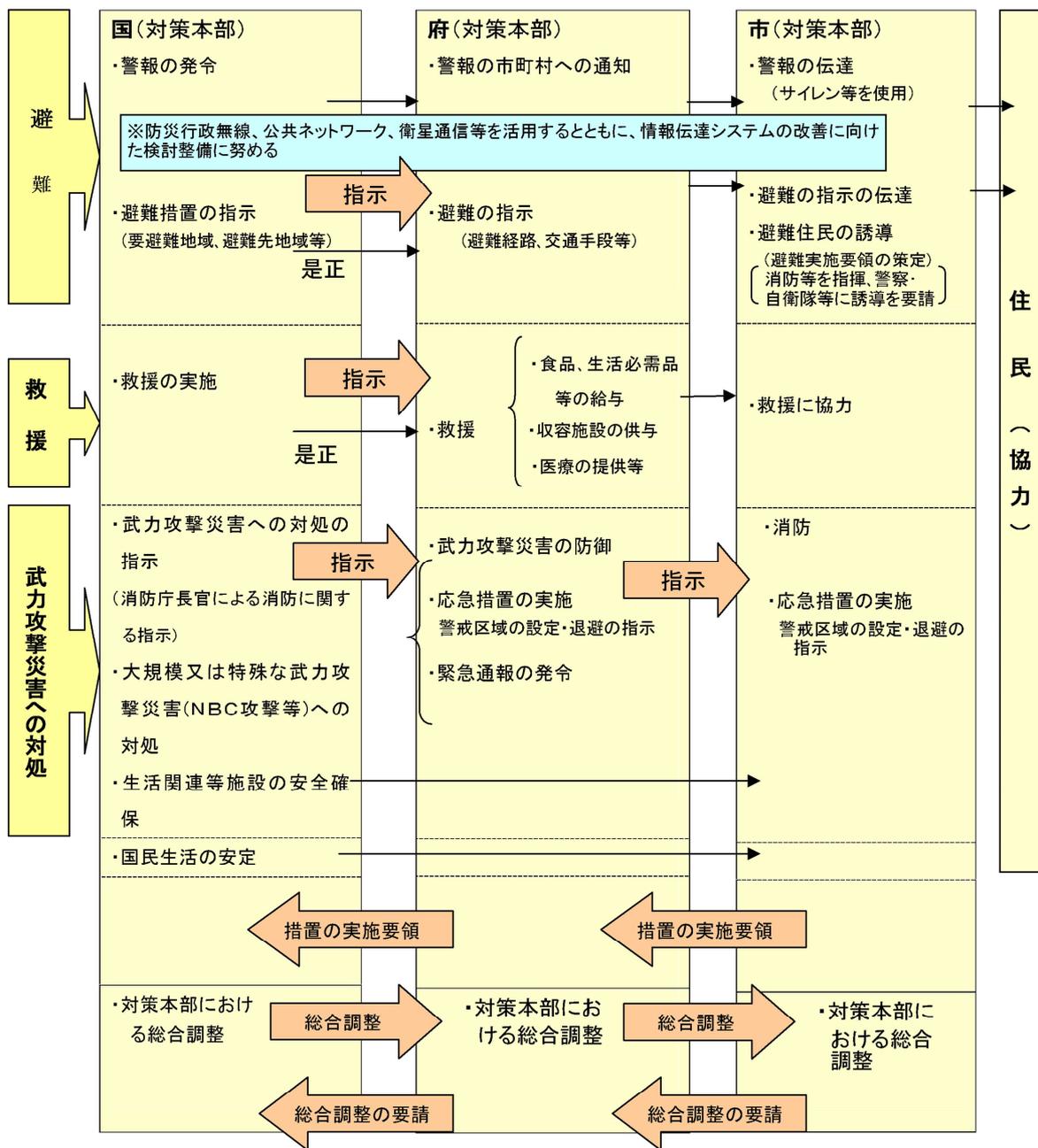
(10) 観光旅行者等への国民保護措置の適用

市は、市を訪れる観光客旅行者についても武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

第3章 市の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国民の保護に関する措置の仕組み



指定公共機関 ・放送事業者による警報等の放送 ・日本赤十字社による救援への協力
指定地方公共機関 ・運送事業者による住民・物資の輸送 ・電気・ガス等の安定的な供給

国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

第1編 第3章 市の事務又は業務の大綱等

○市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
南丹市	<ol style="list-style-type: none">1 国民保護計画の作成2 国民保護協議会の設置、運営3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営4 組織の整備、訓練5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整 その他の住民の避難に関する措置の実施6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集 その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○ 関係機関の連絡先

関係機関の連絡先……………資料編 資料1

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について整理する。

(1) 地形

南丹市は、京都府のほぼ中央部に位置し、北は福井県と滋賀県、南は兵庫県と大阪府、西は綾部市、京丹波町、東は京都市、亀岡市に隣接しており、面積は616.40平方キロメートル（京都府の13.4パーセント）となっている。緑豊かな自然に恵まれた地域で、大半を丹波山地が占め、北部を由良川が、中・南部を桂川水系の大堰川が流れ、その間にいくつかの山間盆地が形成され、南部は亀岡盆地につながっている。

(2) 気候

本市の気候は、内陸性気候と日本海式気候の特徴を持ち合わせる山陰内陸性気候となっており、年平均気温は、14度前後である。

夏は、京都市などの盆地に比べ比較的涼しい高原的気象を現し、昼夜の寒暖の差が大きい。冬は、冷え込みが厳しいという内陸性気候を示す反面、日本海式気候の影響を受け、季節風が吹き、しぐれやすく、降雪や積雪をもたらすこともある。また、南側の平野部では、秋から冬にかけて霧が発生しやすい。降水量は、年間を通じて比較的少ない。近年は、最低気温が高くなってきており、温暖化の傾向にある。

気温・降水量の状況（令和4年、京都地方気象台美山観測所、園部観測所）

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	単位：℃
平均 気 温	美山	0.7	0.8	6.8	12.5	15.9	21.3	
	園部	1.7	1.7	7.8	13.6	17.4	22.4	
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
	美山	25.0	25.7	22.6	14.6	11.1	3.2	13.4
	園部	26.2	26.8	23.7	15.2	10.7	3.2	14.2
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	単位：mm
降 水 量	美山	119.5	61.5	112.5	113.5	80.5	82.0	
	園部	40.0	18.0	107.0	121.5	70.5	98.5	
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
	美山	283.0	203.5	149.0	107.5	84.5	61.5	1,458.5
	園部	274.5	199.0	156.0	102.0	98.0	31.0	1,316.5

第1編 第4章 市の地理的、社会的特徴

(3) 人口等

本市の人口は、令和2年国勢調査で31,629人と、減少傾向を示している。年齢階層別では、高齢者の比率が高く、若年者の比率は低い傾向にある。

世帯数は、核家族化や世帯分離が進み、増加傾向にある。その結果、高齢者世帯の増加など家族構成が変化してきている。令和2年の1世帯あたりの人口は、2.4人である。

人口・世帯数の推移

(国勢調査結果)

年次	人口	世帯数	1世帯当り人口	人口密度
昭和60年	37,709人	10,160世帯	3.7人/世帯	61.2人/k ²
平成2年	36,693	10,556	3.5	59.2
7年	37,841	11,759	3.2	61.4
12年	37,617	12,364	3.0	61.0
17年	36,736	12,433	3.0	59.6
22年	35,214	12,721	2.8	57.1
27年	33,145	12,783	2.5	53.8
令和2年	31,629	13,195	2.4	51.3

市内には京都医療科学大学校、(専)京都建築大学校、(専)京都伝統工芸大学校、佛教学園部キャンパス、京都中部総合医療センター看護専門学校、明治国際医療大学などが立地しており、学生が行き交うまちとしての特徴を有している。

また、京都中部総合医療センターや明治国際医療大学附属病院など、小規模な自治体では整備することが困難な医療環境も兼ね備えている。

(4) 道路の位置等

道路基盤は、北部に国道162号、南部に国道9号、国道477号、国道372号、京都縦貫自動車道が走っており、域内を走る各府道が国道へのアクセス道路となっている。

(5) 鉄道の位置等

鉄道は南東の京都市から北西にかけてJR山陰本線が走っており、京都市などの通勤圏にあり、園部以北の電化は平成8年3月に完成し京都一園部間は、平成22年3月に複線化が完成した。

(6) 自衛隊施設等

本市近辺の自衛隊施設は、陸上自衛隊中部方面隊の福知山駐屯地が福知山市天田堀に所在している。

(7) その他

本市には、スプリングスひよしや府民の森ひよしなどの日吉ダム周辺施設、日本の原風景の残るかやぶき民家群、るり溪高原、清源寺の十六羅漢像など、交流人口を増加さ

せるための重要な観光資源がある。

隣接する福井県には、敦基の原子力発電所が立地されており、特に関西電力株式会社の高浜発電所と大飯発電所のUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）には、本市の一部が含まれている。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり府国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、府国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

① 着上陸侵攻	船舶による上陸又は航空機による侵攻部隊の投入による攻撃
② ゲリラや特殊部隊による攻撃	不正規軍の要員であるゲリラや正規軍である特殊部隊による都市部、政治・経済の中枢部、鉄道、橋りょう、ダム、原子力施設などに対する攻撃
③ 弾道ミサイル攻撃	弾頭に、通常弾頭のほか、核、生物剤、化学剤を搭載した攻撃
④ 航空攻撃	着上陸侵攻に先立つ攻撃、都市部やライフラインに対する攻撃

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、府国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

① 攻撃対象施設等による分類	
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業所等の破壊 ・石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・危険物積載船への攻撃 ・ダムの破壊
多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破 ・列車等の爆破

② 攻撃手段による分類	
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地に対する毒素等の混入
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来

3 市において留意する事項

基本指針においても、武力攻撃事態等の具体的な想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、どのようなものになるかについて一概に言えないとされている。

したがって、市域における武力攻撃事態の具体的な想定を行うことは困難であるが、市の地理的・社会的特性から、京都府に隣接する福井県の原子力発電所の他、道路・鉄道・ダム・観光地等へのテロ攻撃に特に留意する必要があると思われる。